

一般財団法人足立区観光交流協会入札結果等の公表に関する実施基準

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人足立区観光交流協会契約事務規程(以下「規程」という。)に基づく売買、貸借、請負その他の契約に関する入札等の結果を公表するために必要な事項を定めることにより、入札及び契約の透明性、公平性を確保することを目的とする。

(指名競争による入札結果の公表)

第2条 指名競争による入札結果の公表は、規程第3条に基づく売買、貸借、請負その他の契約を対象とする。ただし、次に掲げる契約を除く。

- (1) 80万円未満の物品の買入れ、印刷製本又は修繕に係る契約
- (2) 飲食物に係る契約
- (3) 50万円未満の委託又は賃貸借契約
- (4) 映画フィルム等の借上げ契約
- (5) 資金前途を受けた範囲において処理する売買・貸借・請負その他の契約

2 前項に基づく入札結果の公表内容は次のとおりとし、入札経過及び結果調書(様式第1号)を作成する。

- (1) 競争入札に指名したものの商号又は名称及び入札金額
- (2) 落札者(契約の相手方)の商号又は名称、所在地及び落札(契約)金額
- (3) 予定価格

(随意契約による契約の公表)

第3条 随意契約による契約の公表は、規程第8条に該当するもののうち予定価格が250万円以上の契約を対象とする。

2 前項に基づく随意契約の公表内容は次のとおりとし、随意契約内容及び選定理由書(様式第2号)を作成する。

- (1) 随意契約の相手方の商号又は名称、所在地及び契約金額
- (2) 予定価格
- (3) 随意契約の相手方の選定理由

(契約変更の公表)

第4条 第2条及び第3条により公表を行った契約について金額の変更を行った場合は、変更内容及び理由を公表する。

(公表方法及び期間)

第5条 公表は、原則として契約者を決定した日の翌月10日(10日が足立区が定める閉庁日にあたる場合は直前の開庁日)までに一般財団法人足立区観光交

流協会公式ホームページ「あだち観光ネット」で行う。

2 公表期間は、公表を行った日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。

(閱 覧)

第6条 閲覧場所は一般財団法人足立区観光交流協会及び足立区区政情報課とし、
閲覧場所以外への書類の持ち出しは禁止する。

2 閲覧期間は、原則として契約日の属する年度終了後5年間とする。

付 則 (29足観協発第115号平成29年6月20日専務理事決定)

この基準は、平成29年7月1日から施行する。